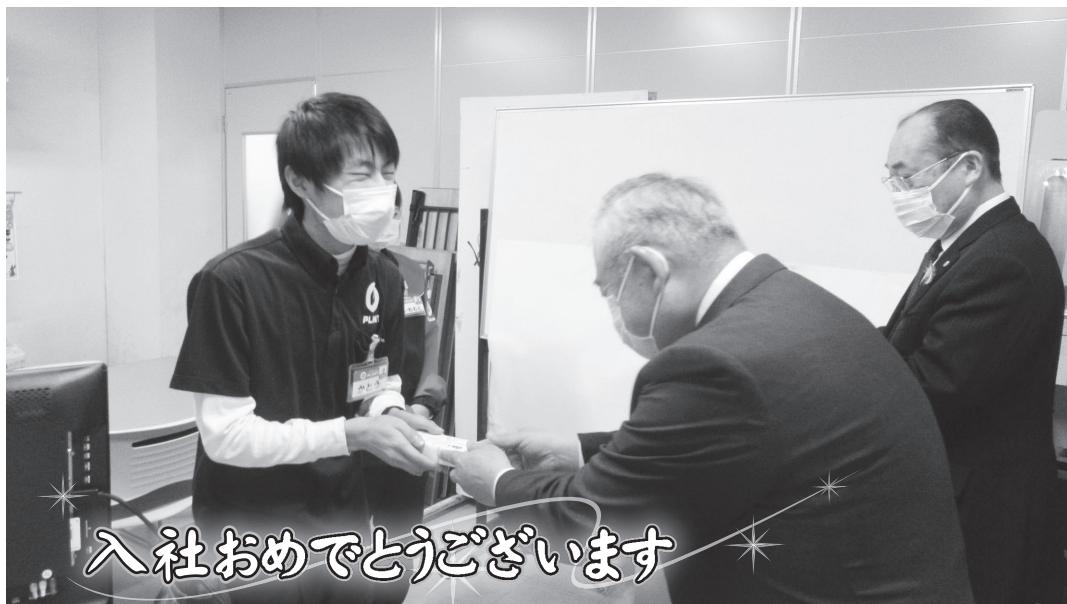


新規学卒就職者の激励訪問を実施 —2021年度5企業14名を激励—



入社おめでとうございます

川北町商工会だより

発行所
川北町商工会
能美郡川北町一ツ屋93
TEL 076-277-2133

学校を卒業し新年度から町内企業へ就職された方々を歓迎する企業訪問が、4月9日に実施され、今年度は5企業14名の新規学卒就職者を激励した。

当日は田西副町長、小野島商工会長、小川事務局長が同行し、訪問した企業では、田西副町長から、「川北町の企業へ入社おめでとうございます。」と一言も早く仕事に慣れ、企業の繁栄のため頑張ってください。」と新規就職者へ激励の言葉がかけられ、小野島商工会長から記念品が手渡された。

働き方改革セミナーを2月15日に開催、5名が参加した。講師に専門家アドバイザー（アダレット経営労務オフィス代表）野村幸男氏を迎え、「働き方改革について」同一労働・同一賃金とは、「働き方改革に実務のポイントについて説明を受けた。

セミナーでは、不合理な待遇差をなくすための規定の整備、同一労働同一賃金ガイドラインについて詳しい説明がされた。

働き方改革セミナーを開催

参加した事業主、労務担当者からは質疑応答も活発に行われ、働き方改革への取り組みに大いに役立つものであり、とても有意義なセミナーとなった。

令和3年度総会のお知らせ

令和3年度の商工会通常総会を左記の日程で開催する予定です。

万障お繰り合わせの上、ご出席頂きますようご案内申し上げます。

◆日 令和3年5月14日（金）

午後1時30分

◆場所 川北町総合体育館

セミナー聴講の様子



石川支部の加入者・事業主の皆様へ

2021年3月分(4月納付分)から
協会けんぽの保険料率が改定されます。

健康保険料率

(現行) 10.01% → (変更後) **10.11%**

介護保険料率

(現行) 1.79% → (変更後) **1.80%**

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は一般の被保険者は3月分(4月納付分)、任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は4月分(4月納付分)からとなります。また、賞与については、支給日が4月1日分からとなります。

保険料額表など詳しくは

全国健康保険協会石川支部ホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

を、ご覧ください。

令和3年度の雇用保険料率について
～ 令和2年度から変更ありません ～

令和3年4月1日から令和4年3月31日
までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 3/1,000 (農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 4/1,000)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き 3/1,000 (建設の事業は 4/1,000)

事業の種類 負担者	一般の事業	農林水産※ 清酒製造 の事業	建設の事業
① 労働者負担 (失業等給付・育児休業 給付の保険料率のみ)	3/1000	4/1000	4/1000
② 事業主負担	6/1000	7/1000	8/1000
失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	3/1000	4/1000	4/1000
雇用保険 二事業 の保険料率	3/1000	3/1000	4/1000
①+② 雇用保険料率	9/1000	11/1000	12/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

労働保険
年度更新の
お知らせ



2021年度の労働保険年度更新(前年度の確定申告と本年度の概算申告)の手続きは6月1日(火)から7月12日(月)までの間に、各事業主の皆様が行なって頂くことになっています。

商工会へ事務委託されている
事業主の皆様へ

商工会より送付される労働保険料申告関係の書類に必要事項を記入、押印し、4月23日(金)までに商工会へ提出下さい。

各事業所単位で手続きを行なっている
事業主の皆様へ

近隣の集合受付をご利用し、なるべく早くに手続きをお済ませ下さい。

【問い合わせ先】石川労働局 労働保険徴収室
(金沢市西念3-4-1 金沢駅合同庁舎5階)
☎ 076-265-4422

新しい働き方・休み方が始まっています。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

実践する第一歩として「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！
年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

借入申込みは毎月10日まで

2021. 4. 10 現在			
	制 度 名	最高限度額	年利率
県制度	・地域商工業活性化融資	5,000万円	1.40%
	・経営安定支援融資(一般分)	8,000	1.30
	・小口融資(追認)	1,500	1.75
	・" (特別)	1,250	1.70
日金本融公策庫	・普通貸付	4,800	1.81~
	・マル経貸付 (無担保・無保証人)	2,000	1.21
貯蓄共済	300万円以下 家族保証(2.0)	7,000	1.20
	301万円以上 " (2.3)		1.50
	1001万円以上 " (2.6)		1.80
	積立金の範囲内		1.20

金融情報

2019年度 補正予算事業 小規模事業者持続化補助金制度のお知らせ

商工会が一体となって 小規模事業者を応援します！

◆ 事業概要 ◆

「小規模事業者持続化補助金」は、資金や人材といった経営資源に大きな制約があることに加え、商圏や取り扱う商品・サービスが限定されており、人口減少による需要減少の影響を大きく受ける小規模事業者^(※1)が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組み、生産性の向上を図ることを目的とし、原則50万円を上限に国から補助金(補助率:2/3)を交付する制度です。

- ・対象費用は、販売促進費用チラシ作成費、パッケージ改良費、店舗改装費、商談会参加費など
- ・補助率 2/3(75万円の費用に対し上限50万円の補助)

(※)要件に該当する小規模事業者については補助上限額が引きあがる場合があります。

◆ 対象事業所(小規模事業者) ◆

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下(商業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者

※交付決定日において小規模事業者であることが必要です。

◆ 公募期間 ◆

- 第5回受付締切 2021年6月4日(金)[締切日当日消印有効]
- 第6回受付締切 2021年10月1日(金)[締切日当日消印有効]
- 第7回受付締切 2022年2月4日(金)[締切日当日消印有効]
- ※第8回受付(2022年度以降)については今後改めてご案内します。

－ 事業実施期間 －
各受付分によって
実施期限が異なります。
詳細はお問合せ下さい。

申請にあたっての 留意点

応募締切日が迫ると、対応が困難な場合もございます。
本事業の申請に際しては、十分に余裕をもってご相談ください。

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

期限内納付のために

消費税及び地方消費税の税率は、10%です^(注1)。

基準期間^(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。
(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
例えば、個人事業者の場合、令和元年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和3年は消費税の課税事業者となります。
なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合、課税事業者になります。

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和2年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

住所 舟場島
業種 造園業
昨年、開業した中川造園
の中川友博です。よろしく
お願いします。



代表者
中川 友博

中川造園

新会員紹介

令和3年4月1日より、
税込価格の表示(総額表示)が
必要になります！

- ★事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- ★店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、
広告など、どのような表示媒体でも対象となります。

住所 与九郎島
業種 林業
中能登地区での森林整備
を行っています。川北町で
は、与九郎島区の公園の芝
刈り、除草をさせてもらっ
ています。皆様、よろしく
お願いします。



代表者
南 幹雄

南興業

住所 上田子島
業種 ソフトウェア開発業
ソフトウェアの受託開発
をしています。業務システ
ム、アプリ開発、Webシス
テム等々ITで新しい事業
展開や業務効率化をサポ
ーします。

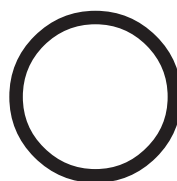


代表者
古山 欣史

スマートフル

総額表示に《該当する》価格表示の例

◇税込価格10,780円(税率10%)の商品の例



- 10,780円
- 10,780円(税込)
- 10,780円
(うち税980円)
- 10,780円
(税抜価格 9,800円)
- 10,780円
(税抜価格 9,800円、税980円)
- 9,800円
(税込 10,780円)

◎税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や
税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、
商品・サービスの選択・購入をする際、
— 支払金額である「**消費税額を含む価格**」を
— **一目で分かるようにし、**
— **価格の比較も容易にできるよう、**
総額表示義務は、平成16年4月より実施され
ているものです。

総額表示《該当しない》価格表示の例



- 9,800円(税抜)
- 9,800円(本体価格)
- 9,800円+税

※総額表示について、更に詳しくお知り
になりたい方は、財務省HPの「消費
税の総額表示義務と転嫁対策に関する
資料」ページをご覧ください。



商工カレンダー

(3月)

1 小松税務署青色申告コーナー
3 決算申告個別指導
5 県商工会青年部大会
9 商業部会幹事会
10 決算申告個別指導
11 南加賀観光フォーラム
12 県連理事会
15 正副会長会
17 決算申告個別指導
19 県青連政策委員会
22 青年部次期正副部長会
23 理事会
24 県連会長会・臨時総会
25 決算申告個別指導
27 女性部常任委員会

(4月)

7 正副会長会
9 青年部正副部長会
12 新規学卒就職者激励訪問
13 完了検査
14 県青連理事会
15 女性部監査会・常任委員会
19 県女連理事会
21 もんじゅの会監査会・
正副会長会
23 女性部通常総会
24 建築組合監査会・役員会
27 正副会長会・監査会
28 青年部通常総会
(5月)
14 本会通常総会
21 県青申総会
25 小松青申通常総会
27 県連会長会・通常総会